

公の施設及び外郭団体の見直しについて

1 公の施設

(1) 施設の廃止

〔保健環境科学研究所〕

- ・ 県民等からの依頼検査（公の施設機能）は、民間の検査機関で同等の検査が対応可能であり、近年実績もないため平成20年度末をもって廃止
- ・ 行政機関（試験研究機関）としては引き続き存置

(2) コスト縮減

施設の維持管理コスト縮減策検討チームを設置し、縮減策を検討

- ・ 清掃業務及び植栽管理業務など、施設ごとに定めている仕様の統一的視点での見直し
- ・ 個別の光熱水費等の縮減策を検討するための各施設調査、診断
など

(3) 指定管理者制度

平成22年度の一斉更新に向け、公募開始前までに制度のあり方を見直し

主な検討項目

- ・ 指定管理者の業務評価
- ・ 危機管理マニュアル策定の義務化
- ・ 指定管理期間等の公募条件
- ・ 指定管理者へのインセンティブ付与制度（利用料金制等）

2 外郭団体

提言を受けた事項について、「経営評価」などを通して点検していく。

○主な提言事項

- ・ 設立目的や存在意義の点検（市町村・民間との役割分担の見直し等）
- ・ 効果的効率的な事業実施（団体間での連携の推進等）
- ・ 資産の有効活用（資産保有目的の点検、財産の効率的な活用の検討等）
- ・ 経営基盤の強化（寄附控除制度の活用等）
- ・ 適切な団体経営の推進（理事会等の活性化、県民への情報提供等）